

食安輸発0603第1号
平成23年6月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産きゅうり、青とうがらし、赤とうがらし、ミニトマトの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年6月2日付け食安輸発0602第1号）にて通知したところです。

今般、韓国における残留農薬管理体制及び過去3年間の検査実績を踏まえ、標記の食品については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別添1の2を別紙のとおりとし、別表1 韓国の項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きゅうり及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.2ppm）を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.02ppm）を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。

赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
--------------------------	-------------------------	--------	-------------	---	---------------------------------------

を削り、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ミニトマト及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	EPN 及びフルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える EPN 及び基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ミニトマト及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。